

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail: office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

一般社団法人 池袋労働基準協会 新年賀詞交歓会を開催

令和5年新年賀詞交歓会が1月25日（水）午後5時より、リビエラ東京において、会員事業場の皆様が多数参加され開催されました。吉田栄副会長の司会で、大島隆夫会長の新年の挨拶に続き、今井敏弘福会長の乾杯により祝宴が始まりました。令和2年1月以来3年ぶりとなる開催でもあり、会場では、懇談と交流が随所で行なわれ、新年の門出に相応しい和やかな会となりました。そして荒木秀幸副会長の中締めにより新年賀詞交歓会は盛況のうちに閉会となりました。

来年は是非ご来賓の皆様とご一緒に開催できますことを願っております。



挨拶 大島会長



乾杯 今井副会長



中締め 荒木副会長

目 次

- ❖令和5年 新年賀詞交歓会を開催 1P
- ❖池袋労働基準監督署からのお知らせ 2P～6P
 - 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げ
 - 電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ
 - 家内労働の委託状況届について
- ❖ハローワーク池袋だより 7P
- ❖講習会 8P

池袋労働基準監督署からのお知らせ

■ 労働基準監督署へ郵送等により届出を行う場合のお願い

監督署の宛先の後に、例えば「就業規則在中」、「安全衛生課あて」など担当部署がわかるようにご協力をお願いします。特に担当部署誤りが多いのは、「労働者死傷病報告」で提出先は安全衛生課となりますので、ご注意ください。

① 郵送により届出を行い、控えを必要とする場合は、以下のものを同封するようご協力をお願いします。

- ・ 原本及び控え（写）
- ・ 返送用の切手及び封筒（封筒に切手を貼り付け、返送先を記入してください。）
- ・ 送付状（同封した内容物とその数量を記入してください。）

② 社会保険労務士等、届出事業場以外が返送先となる場合は、以下の点についてもお願いいたします。

- ・ 原本及び控え（写）に、社会保険労務士等の記名
- ・ 返送用封筒に、社会保険労務士等の氏名・所在地の記入
- ・ 送付状に、提出代行により届出を行う事業場の名称の記入

なお、電子申請の場合は、提出代行に関する証明書に加え、社会保険労務士証票の写しの添付が必要です。

■ 健康診断結果報告書等の提出のお願い

令和4年中に実施した、定期健康診断（労働者50人以上の事業場（以下「50人以上」））、及び、特殊健康診断（有機溶剤、特定化学物質、石綿等）は実施後遅滞なく報告が必要です。

心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）（50人以上）やじん肺健康管理実施状況報告は、令和4年に健診等を実施していなくても報告を行うことが義務付けられています。

■ 時間外労働・休日労働に関する協定届について

届け出に際し、貴社の業務内容、特別条項の有無により、7種類の様式より選んで提出していただくこととなります。

令和3年4月1日以降様式が変更となっていますので、ご注意ください。

（協定当事者に係るチェックボックスの記載があるものが、新しい様式です。）

7種類の様式は、以下のとおりです。

時間外労働・休日労働に関する協定届（一般条項）様式第9号

時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項）様式第9号の2

時間外労働・休日労働に関する協定届（新技術・新商品等の研究開発業務）様式第9号の3

時間外労働・休日労働に関する協定届（適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務。自動車運転者、建設業、医師等。）様式第9号の4

時間外労働・休日労働に関する協定届（適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務において、事業場外労働のみなし労働時間に係る協定の内容を36協定に付記して届出する場合）様式第9号の5

時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届 様式第9号の6

時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届 様式第9号の7

⇒ 様式は、インターネットにて

[東京労働局 時間外・休日労働に関する協定届] で、検索して入手をお願いします。

(様式第9号の2(第16条第1項関係))

◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

時間外労働と法定
休日労働を合計し
た時間数は、月
100時間未満、2
～6か月平均80
時間以内でなか
ればいけません。
これを労使で確認
の上、必ずチェッ
クを入れてくだ
さい。チェッ
クボックスに
チェックがない
場合には、有効な
協定届とはなりま
せん。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印などが必要です。

3

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索

(2022.4)

電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ

令和4年12月24日から、東京都内において電気機械器具製造業務に従事する家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円30銭
プリント基板	部品の差し		1個につき 1円35銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円25銭
	I Cの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円65銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円38銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 94銭
コネクタ	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）		1端子につき 83銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円03銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円86銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭

家内労働の「委託状況届」は4月30日※までに

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。

4月30日までに提出してください。

※本年は4月30日が行政機関の休日のため、5月1日（月）が期日となります。





ハローワーク池袋だより



就職氷河期世代の方々への支援にご協力ください。

ハローワークの求人サービス、各種助成金をご活用いただき、就職氷河期世代の方々の積極的な採用をお願いいたします。

正社員採用を考えている事業主の皆様へ 就職氷河期世代歓迎求人(35歳～54歳の方募集) のご案内

就職氷河期世代とは

35歳～54歳以下の方で就職に厳しい経済状況にあり、不安定就労を余儀なくされ、正規雇用の機会に恵まれなかった方をさします。

就職氷河期求人は 2通りあります

- ① 就職氷河期世代に限定した求人（限定求人）
- ② 年齢不問であっても就職氷河期世代の応募を歓迎する求人（歓迎求人）

オススメ!

就職氷河期世代歓迎求人は

就職氷河期世代を含むすべての方が応募対象となります



就職氷河期歓迎求人にするメリット

メリット1

就労に向けた個別支援を受けている就職氷河期支援対象者を正社員で採用した場合、一定の要件を満たせば助成金対象となります。※1

メリット2

就職氷河期世代の対象となる方にハローワークから積極的に情報提供をいたします。

メリット3

ハローワークインターネットサービスのキーワード検索でヒットしやすくなります。

メリット4

就職氷河期支援窓口にて『今週の注目求人』として目につきやすい場所に掲示されます。

※1 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）については厚生労働省HPをご覧ください。

求人条件

年齢不問かつ経験不問の雇用期間の定めのない求人であって、求人票特記事項欄等に就職氷河期世代の応募を歓迎する旨の記載をすること。

※ 求人票の記載内容等については管轄のハローワークとご相談下さい。

求人申込について

管轄のハローワークへお申込下さい。有効中の求人や過去に募集した求人を歓迎求人として募集することができる場合もありますので、ご相談下さい。

※ この取り扱いは令和5年3月31日までの時限措置です。



就職氷河期世代歓迎求人については、ハローワーク池袋までお気軽にご相談下さい。
☆お問い合わせ先：事業所第一部門 ☎03-3987-8609（31#）

● 第1回 池袋協ゴルフコンペを開催 ●

令和4年12月7日(水曜日)晴天のもと、森林公園ゴルフ倶楽部(埼玉県大里郡寄居町)に於いて、第1回池袋協ゴルフコンペが開催されました。さわやかな自然に恵まれた名門コースに15名の皆様が参加され、熱戦が繰り広げられました。

心身ともにリフレッシュすることができ、より一層の親睦を深めることができました。

今後も継続し開催して参りますので、皆様の参加をお待ちしております。

結果は次の通りです

優勝 白井宏一氏(豊島産業協会会長)【グロス91 ハンデ18 ネット73】
 準優勝 本川藤邦理事(太盛運輸㈱)【グロス97 ハンデ22.8 ネット74.2】
 3位 大島隆夫会長(㈱三星光機製作所)【グロス90 ハンデ15.6 ネット74.4】
 ベスグロ 福田浩志副会長(㈱ウエマツ)【グロス86(OUT40 IN46)】
 ※ルール 18ホールストロークプレイ(新ペリア方式)



◆ 新規会員事業場のご案内(令和4年12月) ◆

事業場名	住所	電話	事業内容
株式会社 興真運送	板橋区宮本町35-15	03-3969-9377	運送業
北星運輸 株式会社	板橋区志村3-17-23	03-3932-3251	運送業

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧くださいになるか、事務局までお尋ねください。

2023年(令和5年)3月～2024年(令和6年)3月講習会等実施計画(予定)

<池袋協会主催講習会等>	2023年(令和5年)										2024年(令和6年)		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入社員安全衛生教育等講習会		12日											
労働行政運営方針説明会			18日										
全国安全週間説明会				7日									
全国労働衛生週間説明会							未定						
練馬豊島板橋地区安全衛生推進大会									14日				
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会	7日												
安全衛生推進者養成講習			23・24日				20・21日					20・21日	
安全管理者選任時研修	14・15日			27・28日				17・18日					18・19日
衛生推進者養成講習					11日			10日				7日	
36協定集中講座【渋谷協会主催】	2日												
労務管理セミナー【新宿協会主催】	3日												

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。